

第1章 プラン策定の概要

1. プラン策定の趣旨

我が国では、終戦の年の昭和20（1945）年の婦人参政権に関する閣議決定以降、女性の地位向上のための法整備が進められました。平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行されたのを機に、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の実現に向けた機運が高まりました。

また、平成28年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、我が国が少子高齢化による労働人口の減少といった構造的な変化に直面する中、社会の様々な分野における女性の活躍への期待は今後ますます高まりつつあります。

こうした流れを受け、国は令和2（2020）年に「第5次男女共同参画基本計画」を、福岡県は令和3（2020）年3月に「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定しました。

本市では、基本法にさきがけ平成10（1998）年に「のおがた男女共同参画プラン」を策定し、基本法の趣旨を踏まえて平成15（2003）年に「直方市男女共同参画推進条例」（以下「推進条例」という。）を公布・施行しました。平成30（2018）年には「第3次のおがた男女共同参画プラン」を策定し、子育て、教育、家庭・地域、高齢者福祉など、あらゆる分野の施策の中に男女共同参画の視点を横断的に定着させ、市民や事業所とも一体となって、課題の解決に向けた事業を行ってきました。しかしながら、推進条例の施行から20年を経過した現在でも、依然として男女共同参画の意識が市民に浸透したとはいえず、課題は山積したままです。

このたび本市では「第3次のおがた男女共同参画プラン」の前期実施計画期間の終了に伴い、中間年度である令和4年度に見直しを行いました。これまでの取り組みを検証し新たな施策を盛り込んで、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため「第3次のおがた男女共同参画プラン（後期計画）」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

2. プランの位置づけ

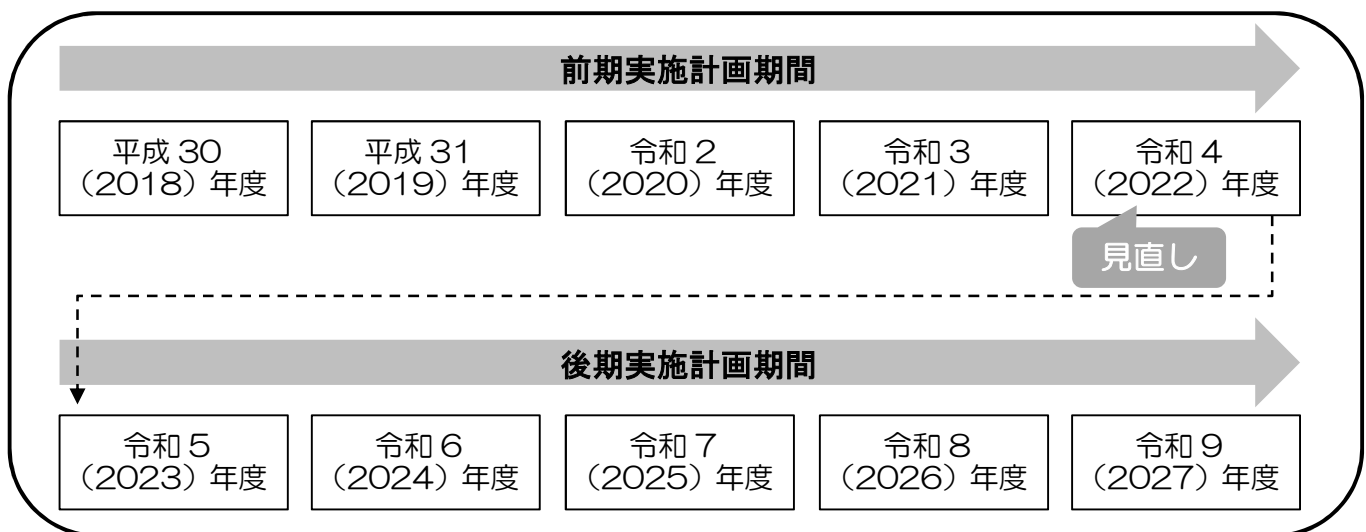
本プランは、平成 28（2016）年度に実施した「直方市男女共同参画社会づくりに向けた市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）と「直方市男女共同参画社会に関する企業・事業所調査」（以下「企業・事業所調査」という。）の結果を基礎資料とし、本市の男女共同参画における現状と課題や社会的動向等を踏まえた上で、「直方市男女共同参画審議会」からの提言を受けて策定しました。本市の男女共同参画社会の実現に関し、総合的かつ計画的に講ずるべく施策について体系化し、今後の方向性や実施すべき事項を定めるものです。

本プランを策定するにあたり、国や福岡県の関連計画を踏まえた上で、「第 6 次直方市総合計画」や、本市における関連分野の条例・計画などとも整合性を図っています。また、本プランは以下の法律や条例に基づく各計画として位置付けます。

- ①基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」、及び推進条例第 8 条第 1 項の規定に基づく「基本計画」
- ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく「市町村基本計画」
- ③女性活躍推進法第 6 条第 2 項の規定に基づく「市町村推進計画」

3. プランの計画期間

第 3 次のおがた男女共同参画プランは、平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの 10 年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化や、国や福岡県の施策等を考慮し、より実効性の高い計画とするために、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度を前期実施計画期間、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度を後期実施計画期間とし、令和 4（2022）年度に見直しを行いました。



4. 男女共同参画に関する社会情勢

(1) 世界の動き

昭和 47（1972）年の国際連合（以下「国連」という。）総会において、女性の自立と地位向上を目指して世界的規模で取り組むために、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」とすることが決定されました。同年、メキシコシティで国連が開催した国際婦人年世界会議では、男女平等の推進と女性問題の解決のための指針となる「世界行動計画」が採択されました。そして同年の国連総会でこの「世界行動計画」を承認するとともに、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までを「国連婦人の 10 年」とすることを宣言し、その目標を「平等・発展・平和」と決めました。

「国連婦人の 10 年」の最終年に当たる昭和 60（1985）年に、ケニアのナイロビで「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議が開催され、ここでは 10 年間の成果の検討と評価を行い、さらに西暦 2000 年に向けて各国等が実状に応じて効果的措置をとる上でのガイドライン「2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」を採択しました。

その後、アジアで初めて開かれた第 4 回世界女性会議は、平成 7（1995）年に北京で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成 12（2000）年には、その後の戦略を協議するため国連特別総会において「女性 2000 年会議（北京+5）」が開催され、「行動綱領」採択 5 年後の実施状況を検討・評価するとともに、同行動綱領の完全実施に向けた戦略を協議する目的で開催され、各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」と行動綱領の実施促進のため「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）を採択しました。

その後北京会議から 10 年目にあたることを記念し、平成 17（2005）年には第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」が開催され、さらに北京会議から 15 年後の平成 22（2010）年には第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の完全実施が必須であること等が確認されました。

平成 27（2015）年には、「北京宣言及び行動綱領採択」20 年を記念して第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況及び評価等を実施し、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」等が採択されました。

同年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことを、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げています。このように、国連主導で女性の地位向上のための国際的な取り組みが行われています。

(2) 日本の動き

国際的な動きを受けて、我が国でも女性の地位向上のため、昭和 52（1977）年「国内行動計画」が策定されました。昭和 60（1985）年には、「国籍法」の改正や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の公布といった法整備が行われ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が批准されました。昭和 62（1987）年、男女共同参画型社会の形成を目指すことを総合目標とした「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成 6（1994）年、「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」が設置されました。

そして、平成 11（1999）年に公布・施行された基本法では、男女共同参画社会の実現は「21 世

紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられ、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国・地方公共団体・国民の責務などが定められました。その翌年には、基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、都道府県や市町村においても基本計画を策定することが求められるようになりました。

平成13（2001）年、女性への暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・施行され、その後の法改正で同法の基本方針に沿った基本計画の策定を都道府県に義務付け、市町村においては努力義務とされました。

平成15（2003）年、男女共同参画推進本部は、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度となるよう期待し、各分野における取り組みを促進する「2020年30%」の目標を決定しました。また同年、企業（従業員101人以上）や国、地方公共団体の従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件整備を進めるための行動計画を義務付ける「次世代育成支援対策推進法」が公布・施行されました。平成19（2007）年、関係閣僚や各界の代表者などで構成される「官民トップ会議」にて、国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能で確かなものにする上で不可欠であるとした「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※1}）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、女性も男性もともに活躍できる社会づくりが進められてきました。そして、平成27（2015）年、働く場面で活躍したいと願うすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性活躍推進法が公布、翌年施行されました。

令和2（2020）年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、取り組むべき事項としてあらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に施策に反映させることが不可欠であるとしています。

（3）福岡県の動き

福岡県では、国連が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景に、昭和55（1980）年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定しました。昭和61（1986）年に第2次、平成8（1996）年に第3次計画を策定し、女性の地位向上を図りました。平成13（2001）年、基本法に基づき「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌14（2002）年「福岡県男女共同参画計画」が策定され、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

この間、平成8（1996）年には県内の男女共同参画を推進する拠点施設として「福岡県女性総合センター（平成15（2003）年「福岡県男女共同参画センター」へ改称）『あすばる』」を開設しました。平成18（2006）年「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定（平成23（2011）年に第2次、平成28（2016）年に第3次計画を策定）し、DV防止へさらなる理解を広げ、被害者の安全確保と自立支援を一層強化するための総合的な施策を実施しています。

また、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大など新たな対応も必要となり、より一層男女共同参画推進の取り組みを進めるために、令和3（2021）年3月に「第5次福岡県男女共同参画計画」及び「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

※1…「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

5. 直方市の取り組み

本市では、平成4（1992）年、当時の市長室企画課に女性行政を総合的に推進するための窓口を開設し、同時に庁内の推進体制として「直方市女性行政推進協議会」を設置しました。平成5（1993）年、「女性に関する市民意識調査」を実施し、男女間の意識の差や現状を把握した上で、平成6（1994）年、庁内の機構改革により企画調整課に広報広聴・女性対策係を設置し、女性行政の長期行動計画の策定に向けて本格的に取り組みを進めました。計画策定にあたり、平成7（1995）年、市長は「直方市女性問題懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置し意見を求め、1年6か月にわたる審議を経て、懇話会から「直方市の女性行政のあり方」について答申をいただき、それを基に平成10（1998）年、「のおがた男女共同参画プラン」を策定しました。

平成13（2001）年、「直方市女性行政推進協議会」を改め、「直方市男女共同参画推進本部」を設置しました。また、懇話会を廃止し、推進条例の素案を作成する諮問機関として「直方市男女共同参画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しました。同年、「第2回女性に関する市民意識調査」を実施した上で、推進会議から推進条例の素案の答申を受け、平成15（2003）年、推進条例を公布・施行しました。この条例では、「男女共同参画社会の実現は、市の将来を決定する重要な課題である」と位置付け、市・市民・事業者の責務が定められています。また、推進条例の施行と同時に、推進会議を「直方市男女共同参画審議会」に改めました。

推進条例に基づいて「のおがた男女共同参画プラン」の見直しを実施し、本市が取り組む施策を総合的にまとめ、「第4次直方市総合計画」との整合性を図りながら、平成16（2004）年、「のおがた男女共同参画プラン後期計画」を策定しました。その後、平成19（2007）年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「前回調査」という。）に基づき、平成20（2008）年に「第2次のおがた男女共同参画プラン」を、平成25（2013）年には「第2次のおがた男女共同参画プラン後期計画」を、さらに、平成28（2016）年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」に基づき、平成30（2018）年3月に「第3次のおがた男女共同参画プラン」を策定しました。

男女共同参画を推進する拠点施設として、平成11（1999）年、第2期懇話会から「男女共同参画社会実現の活動拠点の整備と機能について」提言をいただき、平成15（2003）年、「直方市男女共同参画推進支援室」を設置しました。また同年、女性に関する相談窓口を開設しました。平成19（2007）年、同支援室を市民の皆さんにより親しんでいただくために愛称とシンボルマークを募集し、「えみくる」（未来を笑顔にしていこう「笑未来」という意味）に決定しました。更なる拠点施設の強化を図るため、勤労者婦人及び勤労者家庭婦人の資質向上を目的に建設された「直方市働く婦人の家」を、男女がともに社会参画していく学習や交流の場となるように、平成24（2012）年「直方市男女共同参画センター」（以下「男女共同参画センター」という。）に名称変更し、それに伴い、「直方市男女共同参画推進支援室」を「直方市男女共同参画センター別館」に名称変更しました。



「えみくる」シンボルマーク

直方市のイニシャル「N」をモチーフに男女（人）と共同（助け合い）を表現しています。また、3つの丸は、男女共同参画社会の実現を目指し、市民を中心に企業と行政が力を合わせていくことを表しています。

女性が様々な方針決定の場へ参画していくための取り組みとして、平成7（1995）年、審議会や委員会等へ女性の参画を進めるために「女性人財情報バンク」を設置しました。また、平成8（1996）年、「直方市審議会等への女性委員登用推進に関する要綱」（以下「女性登用推進要綱」という。）を施行し、女性の登用率を30%とする目標を立て（平成20（2008）年から35%、平成25（2013）年から40%に改正）、男女双方の意見を取り入れた審議会等の運営を進めています。

市民への啓発事業として、平成8（1996）年、第1回『のおがた女性のつどい』（第8回から『のおがた男女共同参画フェスタ』、第21回から『のおがた男女共同参画フォーラム』に名称変更）を開催しました。平成9（1997）年、男女の平等と意識の変革を図り、男女共同参画社会の実現を目的とする女性グループ「のおがた女性ネットワーク『夢ネット』」（直方男女共同参画「夢ネット」、以下「夢ネット」という。）が誕生しました。これを契機に市民の活動の輪が広がり、時代とともに形を変えながら男女共同参画社会の実現に向けて様々な団体が活動しています。こうした団体が行う男女共同参画推進を目的とした活動に対して、市民企画講座補助金制度の活用や活動場所の提供、広報での周知など協力体制を整え積極的に支援しています。

庁内の推進体制として、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画（第4期）」を策定し、男性職員の育児休業取得促進や管理的地位への女性職員の登用及び能力開発機会の創出等、男女がお互い能力を発揮できるよう施策を推進しています。女性の視点を取り入れた行政運営を進めていくため、女性職員の管理監督者への任用について、第3次のおがた男女共同参画プラン（前期実施計画期間）では、「市職員の管理職に地位に占める女性の割合」の目標値を15%以上と掲げ、本プランにおいては20%以上と設定しています。

このように、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施、市民及び民間団体による男女共同参画の取組みを支援することを目的とするセンター条例の趣旨に基づいた業務と、多様化する時代の中で多文化共生等に対応すべく時代の経過とともに現状と課題を明らかにしながら見直しを行ってきた本プランに則り、誰ひとり取り残さない包摂的な取組みを進め、ともに生きやすい共生社会となるよう本市の男女共同参画を推進しています。

第2章 直方市の現状と課題

1. 第3次のおがた男女共同参画プラン（前期実施計画期間）の総括

(1) 「課題の整理と取り組むべき対策」について

第3次のおがた男女共同参画プラン（前期実施計画期間）において、市民意識調査の結果や直方市男女共同参画審議会の中で課題の整理と取り組むべき対策として、(1) 男女の地位について (2) 家庭生活や子育てについて (3) 職業や仕事について (4) 地域活動について (5) 暴力などの人権侵害について (6) 男女共同参画社会の実現についての6項目が確認されました。

このことを踏まえて掲げた3つの目標である「目標Ⅰ すべての世代における男女共同参画の意識作り」「目標Ⅱ 誰もが安心・安全で住みよい地域社会の実現」「目標Ⅲ 性別によらず個性や能力を發揮できる環境の構築」と本プランの推進について、前期実施計画期間である5年間、担当各課において積極的に施策を実施しました。

(2) 成果指標について

内閣府が発行した令和4年版男女共同参画白書によると、目標Ⅰの成果指標である性別役割分担意識について、男女共同参画に関する世論調査で「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方をどう思うか聞いたところ、反対する者の割合は59.8%、各分野では、学校教育の場での平等感61.2%、家庭生活の平等感45.5%となっています。また、目標Ⅱの成果指標である地域活動の場での平等感46.5%、目標Ⅲの成果指標である職場での平等感30.7%で、現状値（平成28年度）すべてにおいて増加傾向です。

目標Ⅲの成果指標「審議会・委員会等への女性委員の登用率」については、令和4（2022）年4月1日現在で38.0%となり、目標の40%には達していないものの上昇傾向にあります（図表1）。

本プランの推進における成果指標、市職員の管理職の地位に占める女性の割合は、令和4（2022）年4月1日現在14.0%で目標達成には至っておらず、男性職員の育児休業等の取得率は令和元年度11.1%、令和2年度9.1%、令和3年度33.3%と推移しています。

図表1 直方市における審議会等の女性委員の比率（平成20年以降、各年4月1日現在）

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
登用率(%)	27.8	28.6	31.1	31.8	30.7	31.0	34.3	32.7
年	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
登用率(%)	31.5	33.1	34.2	36.1	34.9	37.4	38.0	

P8～28『2. 市民意識調査結果からみえる現状』及び『3. 課題の整理と取り組むべき対策』については見直しがないため省略しています。

第3章 プランの基本的な考え方

1. プランの目指す方向

本市では、推進条例の前文で、「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、だれもが自分らしさを発揮することのできる社会、すなわち男女共同参画社会の実現が重要である」とし、「男女共同参画社会の実現は、市の将来を決定する重要な課題であると位置付け、市、市民及び事業者の協働によって、その実現を図る」としています。

推進条例第3条で6つの基本理念を掲げ、第4条から第6条で市、市民、事業所の責務を定めています。

直方市男女共同参画推進条例

基本理念 推進条例第3条

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を十分発揮する機会が確保されること、女性への暴力を始めとするあらゆる暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職域・地域等社会における活動に対等に参画できるようにすること。
- (5) 男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる性と生殖に関してお互いの意思を尊重すること及び生涯を通じた健康に配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協力の下に行うこと。

責務 推進条例第4条～第6条 ※要約

- ・ 市の責務… 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、市民、事業者、国、県、及び他市町村と相互に連携・協力するよう努めます。
- ・ 市民の責務… 生活のあらゆる分野において、男女共同参画推進に関する施策に積極的かつ主体的に協力するよう努めます。
- ・ 事業者の責務… 雇用する男女が職業生活と家庭生活を両立し、個人の自立が確保できるよう職場環境等の整備に努めます。

2. プランの目標

本プランは、前頁の推進条例と第2章で整理した課題に沿った取り組むべき対策に基づき、次に掲げる3つの目標のもと、各種の施策を推進していきます。

目標Ⅰ すべての世代における男女共同参画の意識づくり

私たちの生活に根付いている性別役割分担意識をなくし、家庭や地域、職場などの市民生活を男女がともに担うための意識啓発や、男女共同参画に対する理解を促進するための教育を実施します。

目標Ⅱ 誰もが安心・安全で住みよい地域社会の実現

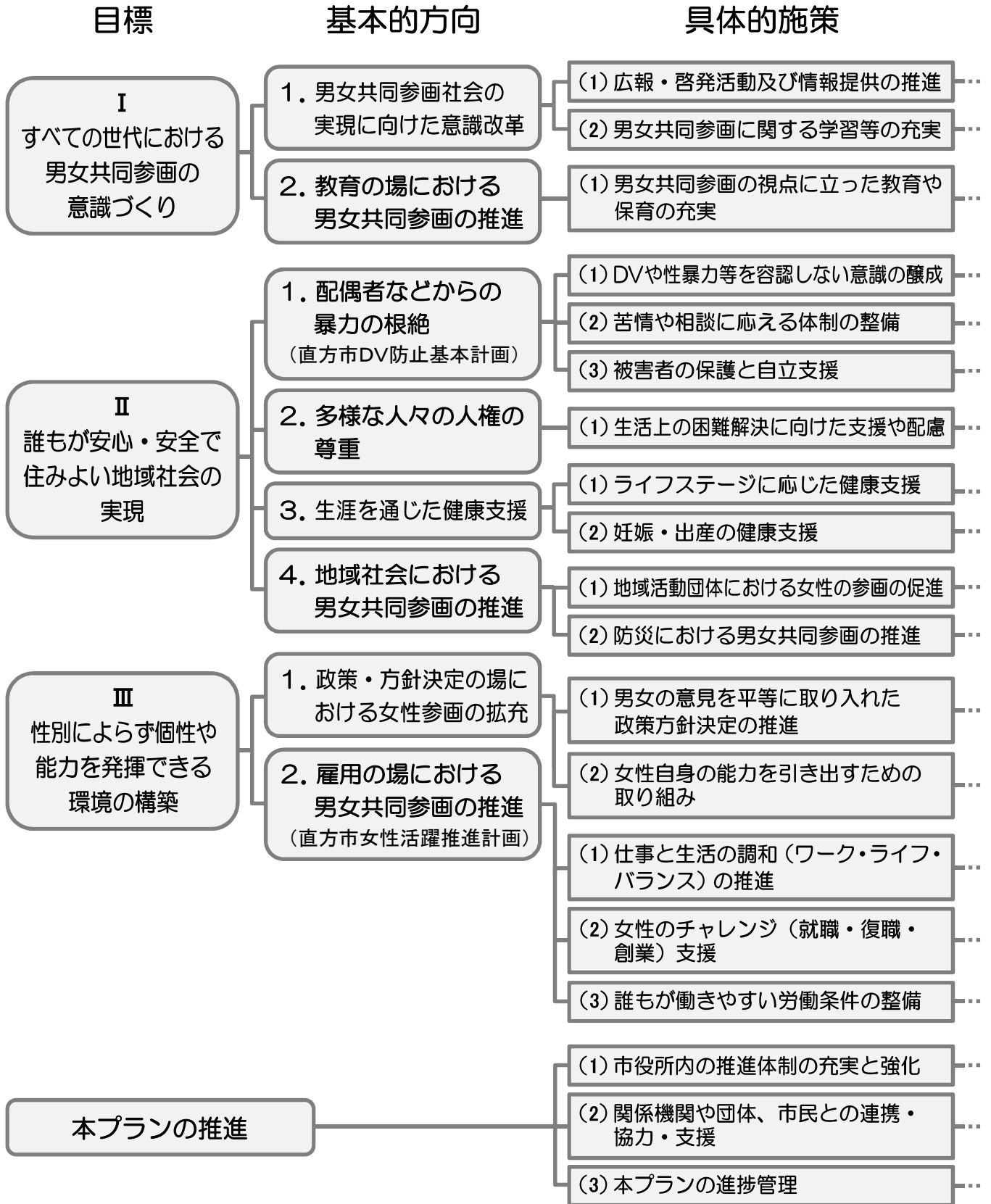
重大な人権侵害である男女間の暴力や各種ハラスメント、社会的少数者や弱者に対する差別や偏見を社会全体が許さないといった意識の醸成と、迅速な被害者支援の取り組みを強化します。また、生涯を通じた男女の健康支援と、地域社会における男女共同参画を推進します。

目標Ⅲ 性別によらず個性や能力を発揮できる環境の構築

誰もが自分の個性を活かし、能力を伸ばすことにより、行政や企業など社会の意思決定の場において良好で対等な関係を保ちながら、明るい社会を築くための環境整備を、市民や事業者などとともに進めます。

余白

3. 本プランの体系図



具体的事業

※()内は掲載ページ

- 1 男女共同参画に関する広報や情報提供の充実 (P.37)
- 2 情報媒体におけるジェンダーにとらわれない表現への配慮 (P.37)
- 3 男女共同参画に関する学習機会の充実 (P.37)
- 4 男女共同参画を推進する団体への支援 (P.37)
- 5 教育関係者等への理解促進 (P.38)
- 6 家庭における幼児期からの男女平等教育の推進 (P.38)
- 7 教育の場における男女共同参画教育の実施 (P.38)
- 8 キャリア教育の充実 (P.38)
- 9 DV やセクハラ、性暴力防止のための広報・啓発 (P.41)
- 10 あらゆるハラスメント防止のための広報・啓発 (P.41)
- 11 性別に関する苦情処理体制の整備 (P.41)
- 12 DV 防止対策に向けた相談体制の充実と関係機関との連携 (P.41)
- 13 被害者の安全を最優先した保護体制の確立 (P.41)
- 14 被害者の自立へ向けた支援 (P.41)
- 15 高齢者福祉施策の推進 (P.42)
- 16 障がい者福祉施策の推進 (P.42)
- 17 ひとり親家庭への支援 (P.42)
- 18 性的少数者や外国人などへの配慮 (P.42)
- 19 生涯にわたる心身の健康づくりの推進 (P.43)
- 20 妊娠や出産に関する支援の充実 (P.43)
- 21 思春期保健福祉体験事業の実施 (P.43)
- 22 地域を担う団体への意識啓発 (P.44)
- 23 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 (P.44)
- 24 地域防災における女性の参画の促進 (P.44)
- 25 女性消防団の活用 (P.44)
- 26 審議会、委員会等への女性委員の登用促進 (P.48)
- 27 「女性人財情報バンク」の充実 (P.48)
- 28 研修等の開催と参加促進 (P.48)
- 29 女性リーダーの育成のための支援 (P.48)
- 30 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報提供 (P.50)
- 31 子育て支援制度の充実 (P.50)
- 32 仕事と家庭・地域活動の両立支援 (P.50)
- 33 女性の就職・復職支援 (P.50)
- 34 女性の創業・働き方を後押しする支援 (P.50)
- 35 女性が働きやすい環境づくり支援 (P.50)
- 36 農業分野における女性の創業支援 (P.50)
- 37 労働条件や職場環境に関する情報提供・相談事業の実施 (P.51)
- 38 事業主（企業、経営者等）の意識改革、職場風土の改善 (P.51)
- 39 男女の対等な雇用機会と待遇の確保の整備に関する啓発 (P.51)
- 40 男女共同参画センター機能の強化 (P.54)
- 41 職員研修の充実 (P.54)
- 42 女性職員の登用・参画推進 (P.54)
- 43 男性職員の育児関連休暇制度の取得促進 (P.54)
- 44 市主催の行事における託児の実施 (P.54)
- 45 国や県、他市町村との連携 (P.54)
- 46 市民や団体との協力・支援 (P.54)
- 47 推進体制の充実・連携強化 (P.55)
- 48 男女共同参画審議会の運営 (P.55)
- 49 本プランの進行管理及び進捗状況の評価と報告 (P.55)
- 50 男女共同参画に関する調査の実施 (P.55)

4. プランとSDGsの関連性

SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のあるよりよい世界を目指すため2030年を期限とする17の国際目標です。SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」は男女共同参画社会の実現と合致しており、さらに第6次直方市総合計画においても施策の大綱「第1章第7節 男女共同参画社会を実現するまち」としてSDGsと関連付けられ、主な事務事業は「①男女共同参画への意識啓発②誰もが自立し共同参画する環境づくり」となっています。本プランにおける目標とSDGsとの関連性は次のとおりで、男女共同参画の推進はSDGsの目標達成に関わる重要な施策です。

目標Ⅰ すべての世代における男女共同参画の意識づくり



目標Ⅱ 誰もが安心・安全で住みよい地域社会の実現










目標Ⅲ 性別によらず個性や能力を発揮できる環境の構築



本プランの推進



※SDGsの目指す目標は次のとおりです。

- 
3.すべての人に健康と福祉を
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 
4.質の高い教育をみんなに
 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 
5.ジェンダー平等を実現しよう
 ジェンダー平等を実現し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
- 
8.働きがいも経済成長も
 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。
- 
10.人や国の不平等をなくそう
 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 
11.住み続けられるまちづくりを
 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 
16.平和と公正をすべての人に
 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

第4章 目標達成に向けた施策の各論

目標Ⅰ すべての世代における男女共同参画の意識づくり

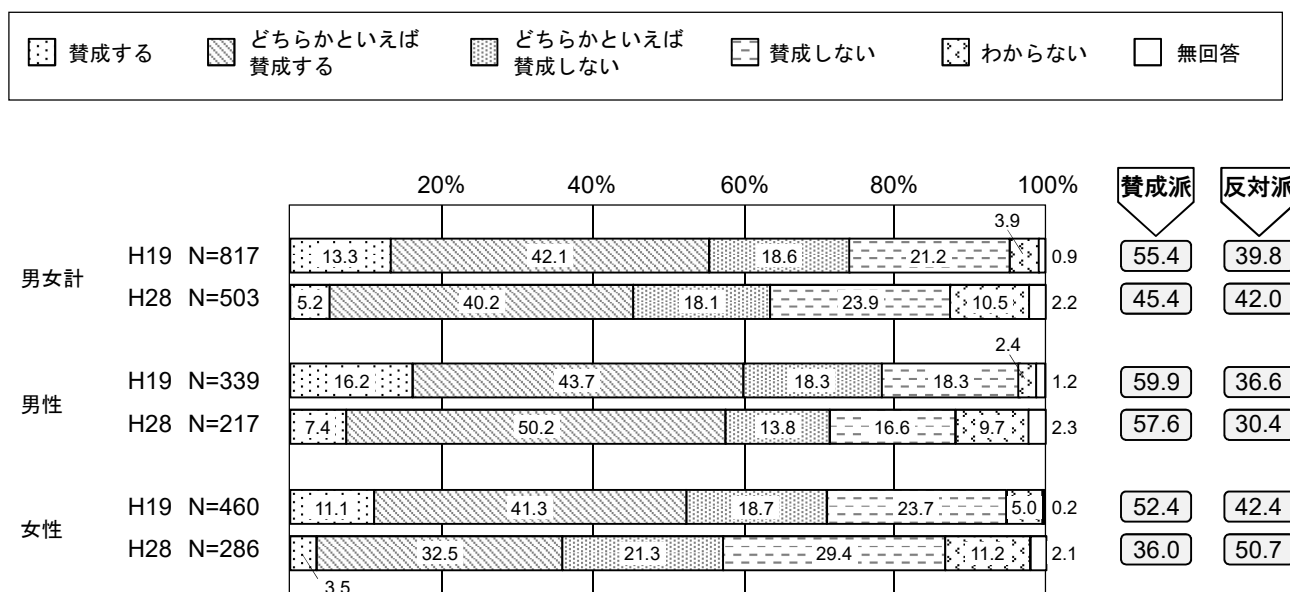
基本的方向1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

男女共同参画社会を真に実現するためには、社会の制度や慣行の中で形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について気づきの機会を提供し解消することが必要です。

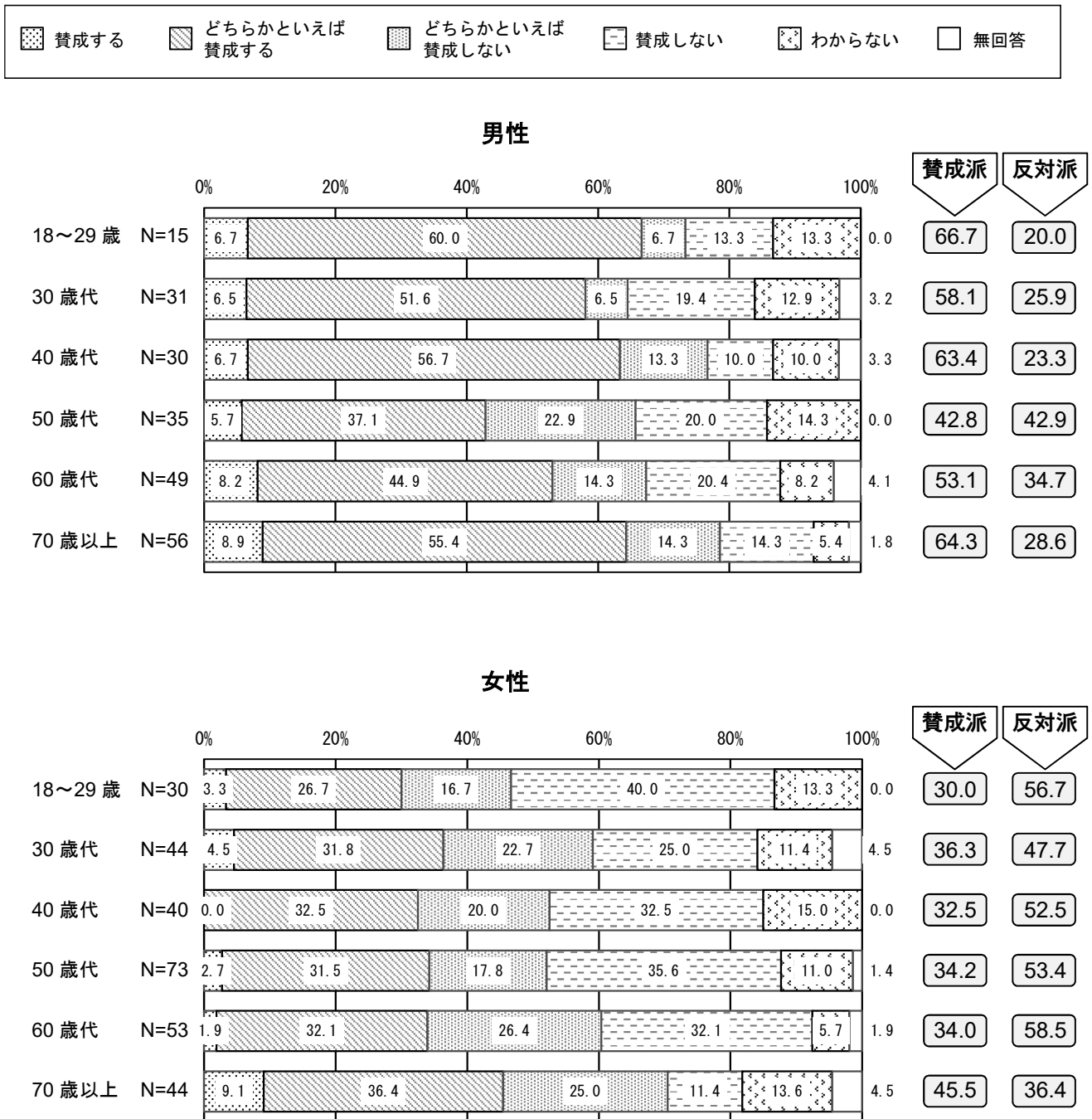
市民意識調査で、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「賛成する」「どちらかといえば賛成する」と回答した「賛成派」は、平成19（2007）年に実施した前回調査より減ってはいるものの（図表24）、すべての年代において男性は40%、女性は30%を超えています（図表25）。こうした市民の意識を変えるためには、あらゆる年齢層において、家庭や地域、職場など市民生活の様々な場面における男女平等意識の形成に向けた取り組みを継続的に行う必要があります。

図表24 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

【直方市男女共同参画に関する市民意識調査 平成19年度調査と平成28年度調査の比較】



図表25 「男は仕事、女は家庭」という考え方について〔年代別〕
【直方市男女共同参画に関する市民意識調査 平成28年度調査】



具体的施策(1) 広報・啓発活動及び情報提供の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する広報や情報提供の充実	本市が作成する人権啓発冊子や市報、ホームページ、SNSなどの情報媒体により、男女共同参画に関する啓発やイベントの告知などの情報発信を積極的に行います。また、国や県などの機関が作成した男女共同参画の理解促進につながる情報を収集し、市民や団体、企業などへ提供します。	男女共同参画センター 市民・人権同和対策課
2	情報媒体におけるジェンダーにとらわれない表現への配慮	本市が作成する広報などの情報媒体や配付物などの文章、及び使用するイラスト・写真などにおいて、固定的な性別役割を連想させる表現にならないように配慮します。	男女共同参画センター 関係各課

具体的施策(2) 男女共同参画に関する学習等の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当課
3	男女共同参画に関する学習機会の充実	多様性を認め合うことや、文化・国籍の違いを理解することなどを目的として、幅広い年齢層を対象とした講座や講演会等を開催し、誰もが男女共同参画を学ぶことができる機会を充実させます。	男女共同参画センター
4	男女共同参画を推進する団体への支援	男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体が行う、男女共同参画推進を目的とした活動に対して、補助金の交付や活動場所の提供、広報での周知など積極的に支援します。	男女共同参画センター

基本的方向2. 教育の場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、学校や家庭、地域における教育が大きな役割を担っています。子どもの育て方に関する考え方をたずねた市民意識調査の結果では、男の子も女の子も「職業人として経済的に自立できるように育てる方がよい」「炊事、掃除、洗濯などの仕方を身につけさせる方がよい」との回答が男女とも90%を超えていることから、子どもの性別にかかわらず経済的あるいは生活的自立を望む考え方が大半の市民で主流となっているといえます（P.11 図表5、図表6参照）。

その一方で、家庭における役割分担についてたずねた市民意識調査の結果からは、女性が家事の多くを担っていることがうかがえます（P.10 図表4）。

家庭や保育所・幼稚園・学校といった子どもの成長過程の様々な場面において、発達段階に応じた適切な学習・指導内容の設定により、男女共同参画の教育を実施することが重要です。

具体的施策(1) 男女共同参画の視点に立った教育や保育の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当課
5	教育関係者等への理解促進	保育士や教職員など、教育関係者に対し男女共同参画の理解を促進するため、情報発信や研修への参加を働きかけます。	学校教育課 男女共同参画センター
6	家庭における幼児期からの男女平等教育の推進	子どもが成長する上で最も身近な生活環境である家庭においては、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく家族の一員として生活できるよう、講座等を通じて意識の醸成を図ります。	こども育成課 男女共同参画センター
7	教育の場における男女共同参画教育の実施	福岡県教育委員会が作成した「男女共同参画教育指導の手引（改訂版）」をもとに、子どもの発達段階に応じて、男女がお互いを認め合い、性別によって差別が行われることがないよう、人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育を実施します。	学校教育課
8	キャリア教育の充実	子どもが自らの将来に対する目的意識を持ち、主体的で充実した人生を送ることができるためのキャリア教育を充実させます。	学校教育課

目標Ⅰ：成果指標と数値目標

成果指標	前回値 (平成19年度)	現状値 (平成28年度)	目標値 (令和9年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方(固定的性別役割分担意識)に賛成しない市民の割合	39.8% (男性 36.6% 女性 42.4%)	42.0% (男性 30.4% 女性 50.7%)	70%
学校教育の場で、男女の地位が「平等である」と思う市民の割合	41.0% (男性 43.1% 女性 39.8%)	54.3% (男性 55.3% 女性 53.5%)	70%
家庭生活において、男女の地位が「平等である」と思う市民の割合	23.7% (男性 29.2% 女性 20.2%)	30.2% (男性 37.8% 女性 24.5%)	50%

目標Ⅱ 誰もが安心・安全で住みよい地域社会の実現

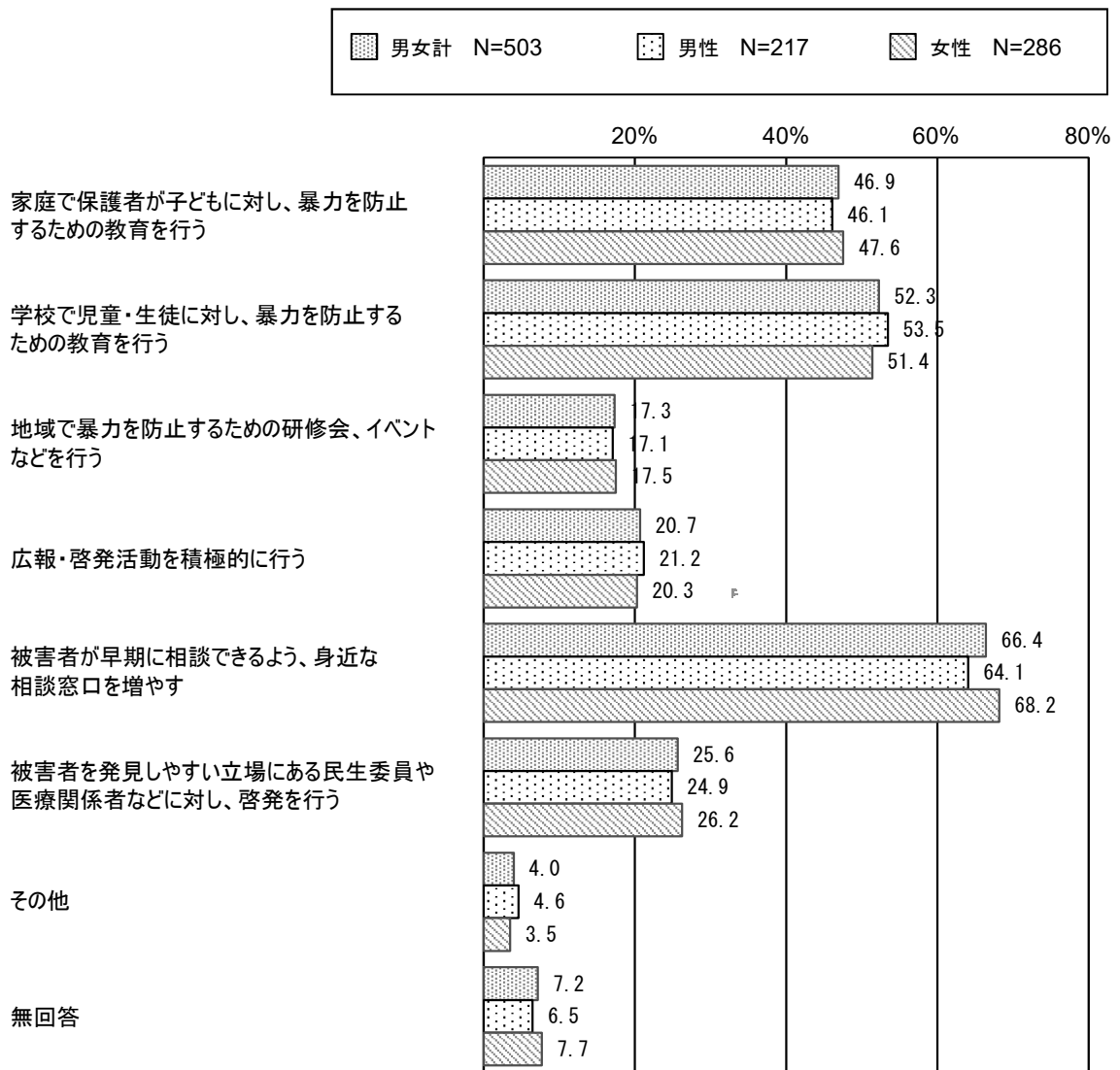
基本的方向1. 配偶者などからの暴力の根絶（直方市DV防止基本計画）

DVは重大な人権侵害であり、犯罪です。しかしながら、市民意識調査の結果では特に「殴られた」「けられた」「物を投げつけられた」といった身体的暴力行為に対し、「監視された」「無視された」といった精神的暴力行為や性的暴力行為が暴力であるという認識が特に男性に低いという結果となっていて、DVに対する十分な理解が進んでいない状況がうかがえます（P.21 図表18）。

また、DVを防止するために必要なことを複数回答でたずねた結果、60%以上の人が身近な相談窓口を増やすことを、40%～50%の人が暴力防止教育を求めていることから（図表26）、DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力などの被害を防止するため、社会全体で暴力を許さないといった意識を醸成していくための継続的な啓発が大切になります。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、潜在的にあった精神的暴力を含むDVやひとり親家庭の増加、女性の貧困問題等が可視化され、男女共同参画が進んでいなかったことが顕在化しました。これまで以上に、相談や支援についての専門機関の周知や、被害者の保護から自立までの継続的な支援が重要です。

図表26 DVの防止に必要なと思うこと ※あてはまるもの3つまで回答
【直方市男女共同参画に関する市民意識調査 平成28年度調査】



具体的施策(1) DVや性暴力等を容認しない意識の醸成

No.	具体的事業	事業内容	担当課
9	DV やセクハラ、性暴力防止のための広報・啓発	DV やセクハラ、性暴力に対する理解促進のため、広報やチラシ、ホームページなどの媒体を積極的に活用します。また、若年層を対象としたDV及び性暴力予防の啓発や、全国一斉に取り組む「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発し、DVや性暴力等を決して許さない意識の醸成を図ります。	男女共同参画センター
10	あらゆるハラスメント防止のための広報・啓発	市民や市職員を対象に、あらゆるハラスメントに対する正しい理解と認識を深めるための講座や研修の実施、また広報物の配布などにより、意識啓発を行います。	男女共同参画センター 人事課

具体的施策(2) 苦情や相談に応える体制の整備

No.	具体的事業	事業内容	担当課
11	性別に関する苦情処理体制の整備	性別を理由とした差別的行為などの苦情の申し出があった場合、関係機関と協力しながら必要な調査・確認を行い、適切に対処します。	男女共同参画センター
12	DV 防止対策にむけた相談体制の充実と関係機関との連携	DV や DV による児童虐待、ハラスメントなどの相談に対する迅速かつ適切な対応ができるよう、直方市要保護児童対策地域協議会や、福岡県配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関及び庁内の関係各課との連携を強化します。また、相談員の資質向上のため、福岡県等が行う研修の機会を積極的に活用します。	男女共同参画センター 子育て・障がい支援課 市民・人権同和対策課

具体的施策(3) 被害者の保護と自立支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
13	被害者の安全を最優先した保護体制の確立	被害者の安全な生活を確保するため、情報保護や迅速な保護ができるよう、福岡県・警察など関係機関との連携を図りながら体制整備に努めます。	男女共同参画センター 子育て・障がい支援課
14	被害者の自立へ向けた支援	DV などの被害者が安定・自立した生活ができるよう、施設への入所や就職に関する情報を適宜提供します。	関係各課

基本的方向2. 多様な人々の人権の尊重

支援を要する高齢者や障がい者、ひとり親家庭、性のあり方に関する悩みを抱える性的少数者、外国籍の人や外国にルーツをもつ人（以下「外国人など」という。）など、社会的に少数あるいは弱者とされる人々は生活上の困難に直面しやすく、困難を一人で抱える場合が多くあります。さらに、女性であれば複合的に困難な状況に陥ることが懸念されます。

このような人々の人権を尊重し、安心して生活できるよう支援するとともに、市民に対する理解を促進する必要があります。

具体的施策(1) 生活上の困難解決に向けた支援や配慮

No.	具体的事業	事業内容	担当課
15	高齢者福祉施策の推進	「直方市地域福祉計画」及び高齢者福祉に関する市の個別計画に基づく高齢者の福祉施策について、男女共同参画の観点を取り入れた事業実施に努めます。	健康長寿課
16	障がい者福祉施策の推進	「直方市地域福祉計画」及び障がい者福祉に関する市の個別計画に基づく障がい者の福祉施策について、男女共同参画の観点を取り入れた事業実施に努めます。	子育て・障がい支援課
17	ひとり親家庭への支援	児童扶養手当などの給付金制度を活用し、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。また、生活安定のために、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、相談体制の充実を図ります。	子育て・障がい支援課 保護・援護課
18	性的少数者や外国人などへの配慮	性のあり方に関する悩みを抱える性的少数者や、市内に在住する外国人などに対する偏見をなくし、理解を深めるための啓発や人権教育を行うとともに、総合相談窓口では相談者に寄り添ったきめ細やかな対応に努めます。	男女共同参画センター 市民・人権同和対策課

基本的方向3. 生涯を通じた健康支援

本格的な少子高齢社会を迎えた現在、本市は福岡県や全国との比較で、65歳以上の高齢者人口の増加も高齢化率も高い水準で推移しています。その一方で、本市におけるがん検診や生活習慣病の発症予防を目的に実施している特定健康診査の受診率は、男女ともに県平均を下回っていて、健康に対する意識は高いとはいえない状況です。

さらに、妊娠・出産などの女性特有の健康上の問題について、思春期から男女問わず互いの性差を正しく理解し、認め合い尊重し合うことが、男女共同参画の意識形成の基礎となります。

具体的施策(1) ライフステージに応じた健康支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
19	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	健康管理に対する意識や関心を高めるため、「直方市健康増進計画」に沿った健診業務、健康教育、健康相談の事業実施に努めます。	健康長寿課

具体的施策(2) 妊娠・出産の健康支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
20	妊娠や出産に関する支援の充実	妊娠・出産期に関する正しい知識を深め、妊娠・出産期における女性の健康支援や、乳幼児に対する保健事業などを充実させます。	こども育成課
21	思春期保健福祉体験事業の実施	思春期の子どもを対象として、性に関する教育や、子どもを産み育てることへの意欲を育む学習の機会を充実させます。	子育て・障がい支援課

基本的方向4. 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会は子育てや福祉、防犯や防災など、生活する人の安心・安全を支える最も身近なコミュニティです。そこに暮らす様々な人々が意見を出し合い、合意を形成しながら活発な地域活動が行われれば、住みよい地域社会をつくることにつながります。

しかしながら、人口減少、核家族化といった社会情勢の変化や、地域への帰属意識の希薄化などといった個人の考え方の変化により、地域社会の担い手の減少が全国的に危惧されています。

本市では、令和4（2022）年4月現在 103 の地縁組織^{（※4）}がありますが、若い世代の担い手不足が大きな問題となっています。

また、103 の地縁組織の代表者のうち女性はわずか6人しかいないなど、地域社会を構成する団体の役職には男性が就き、実際に活動を担うのは専業主婦を中心とした女性といったケースが多く見られます。

地域社会の運営に女性も参画し、男女がともに活動を担っていくことが、本格的な人口減少社会に突入するこれからの時代、最低限の必要条件となってきます。

具体的施策(1) 地域活動団体における女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
22	地域を担う団体への意識啓発	地域のコミュニティを形成する地縁組織への女性の参画を促進し、男女がともに地域活動に参加しやすい環境を整備するための情報提供や、出前講座などによる学習の機会を充実させます。	男女共同参画センター 防災・地域安全課

具体的施策(2) 防災における男女共同参画の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
23	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	防災意識を高めるための啓発や講座などを実施し、自主防災組織の設置及び育成に努めます。また、女性や災害発生時に配慮が必要な人のニーズに適切に対応できるよう、「直方市地域防災計画」や「避難所運営マニュアル」を必要に応じて見直します。	防災・地域安全課 男女共同参画センター
24	地域防災における女性の参画の促進	防災知識の普及のため、地域での防災訓練や防災研修などに女性の参加を呼びかけ、平常時より地域組織への女性の参画意識を高めます。	防災・地域安全課 男女共同参画センター
25	女性消防団の活用	女性消防団員の必要性に対する認知度を高めるための啓発に取り組みとともに、スキルアップや組織力の向上を図ります。	消防本部総務課

※4… 自治会や自治区公民館など、一定の地域に住む住民などにより構成された組織。

目標Ⅱ：成果指標と数値目標

成果指標	前回値 (平成19年度)	現状値 (平成28年度)	目標値 (令和9年度)
精神的暴力をDVだと思わない市民の割合 (※5) (目標値はゼロに近い方が暴力を許さない意識の醸成につながります)	29.0% (男性 27.2% 女性 30.6%)	24.5% (男性 27.2% 女性 22.5%)	15%
地域活動の場で、男女の地位が「平等である」と思う市民の割合	24.0% (男性 28.6% 女性 20.7%)	30.2% (男性 39.6% 女性 23.1%)	50%

※5… 市民意識調査において、①「何を言っても無視された」、②「交友関係や電話やメールを細かく監視された」、③「他人や子どもの前で侮辱または馬鹿にされた」をDVだと思わない市民の割合。

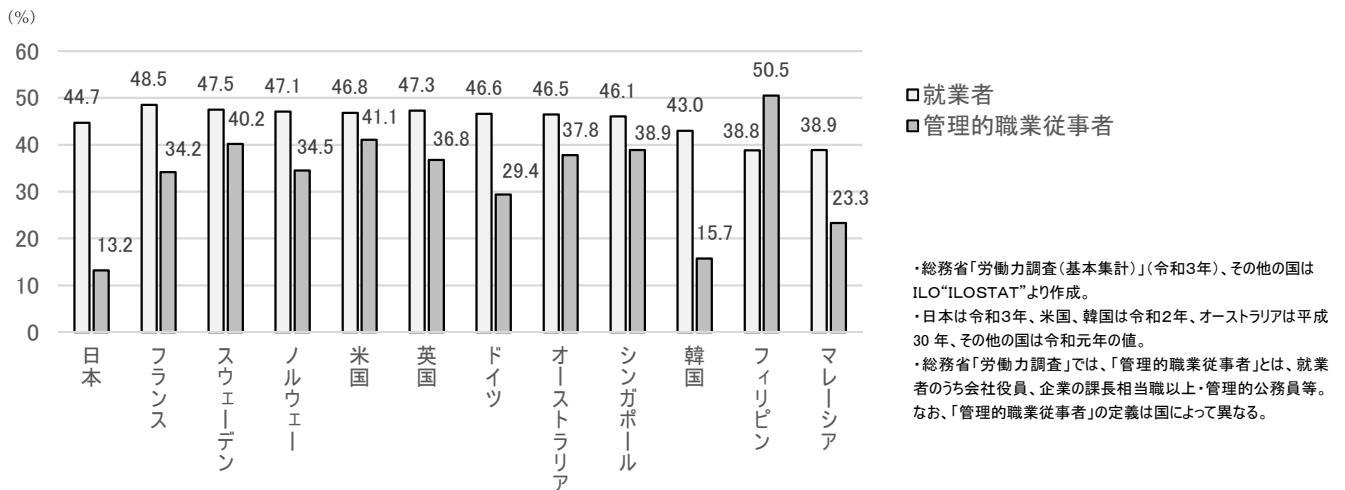
目標Ⅲ 性別によらず個性や能力を発揮できる環境の構築

基本的方向1. 政策・方針決定の場における女性参画の拡充

男女共同参画社会を実現するためには、社会における意思決定の場にあらゆる人の意見が平等に反映される必要があります。政府は、政治や行政、事業所などの組織において政策や方針を決定する役職や地位における女性の参画を促進するため、第5次男女共同参画基本計画において、指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取り組みを進めるとしています。

しかし、現時点（2022年）においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、全体として「30%」の水準に達しそうとは言えない状況です。我が国の管理的職業従事者に占める女性の割合や、ジェンダー・ギャップ指数^(※6)を見ても明らかのように、諸外国と比較して女性の参画は進んでいません（図表27～29）。

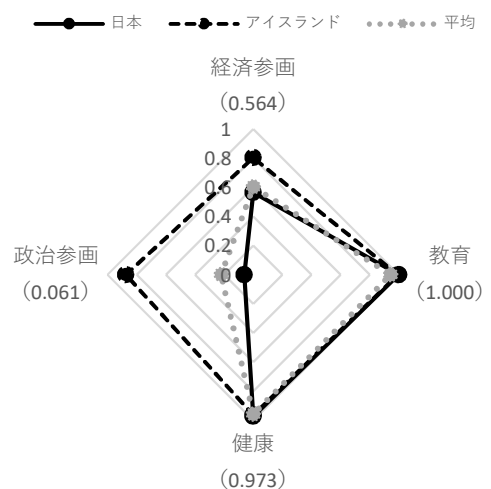
図表27 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合の国際比較
【内閣府 令和4年版男女共同参画白書】



図表28 ジェンダー・ギャップ指数(2022)
※調査対象144か国、主な国の順位
【世界経済フォーラム発表】

順位	国名 (前年度順位)	スコア
1	アイスランド(1)	0.908
2	フィンランド(2)	0.860
3	ノルウェー(3)	0.845
4	ニュージーランド(4)	0.841
5	スウェーデン(5)	0.822
6	ルワンダ(7)	0.811
7	ニカラグア(12)	0.810
8	ナミビア(6)	0.807
9	アイルランド(9)	0.804
10	ドイツ(11)	0.801
11	リトアニア(8)	0.799
12	コスタリカ(15)	0.796
22	イギリス(23)	0.780
25	カナダ(24)	0.772
27	アメリカ(30)	0.769
63	イタリア(63)	0.720
99	韓国(102)	0.689
102	中国(107)	0.682
116	日本(120)	0.650

図表29 ジェンダー・ギャップ指数(2022)
※日本の分野別指数(総合1位のアイスランドとの比較)
【世界経済フォーラム発表】



※6…世界経済フォーラムが、各国の社会進出における男女格差を「政治参画」「経済参画」「教育」「健康」の4つの分野のデータを基に作成した指標で、毎年発表される。「0」が完全不平等、「1」が完全平等を意味する。

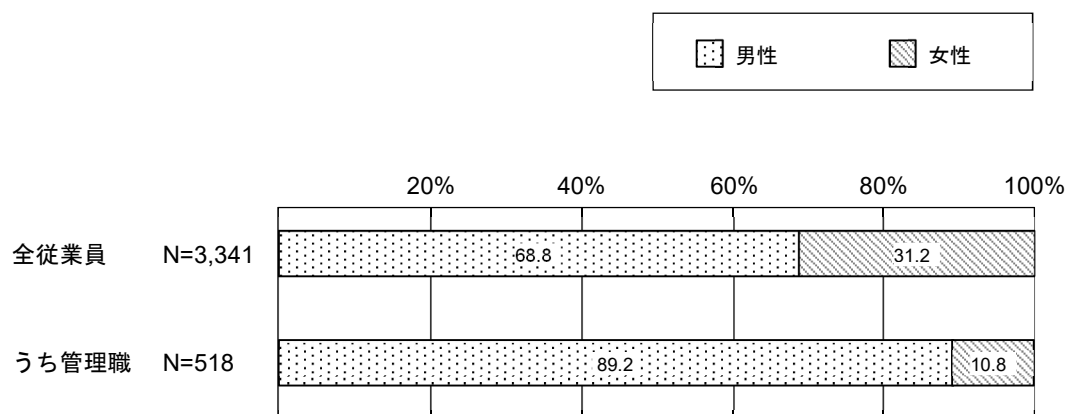
本市でも、平成29(2017)年1月～3月に実施した企業・事業所調査によると、調査対象企業や事業所の全従業員に占める女性従業員の割合は31.2%ですが、管理職に限定すると10.8%にとどまっています(図表30)。さらに、女性管理職がまったくない企業・事業所は全体の48.2%に達していて、組織の方針や意思決定の場における女性の参画が十分でない状況がうかがえます(図表31)。

また、政策決定の分野では「女性登用推進要綱」を平成8(1996)年に施行し、本市の審議会等の女性委員比率が30%以上となるよう、積極的な登用に努めると決めました。その後平成20(2008)年の改正で35%以上、平成25(2013)年の改正で40%以上と、段階を経て目標値を上げてきました。令和4(2022)年4月1日現在、女性委員の比率は38.0%で目標には達していません(P.7図表1)。

このような状況を打開するためには、社会における意思決定の場において女性の参画を促進し、女性はその能力を発揮できるための環境の構築が必要です。

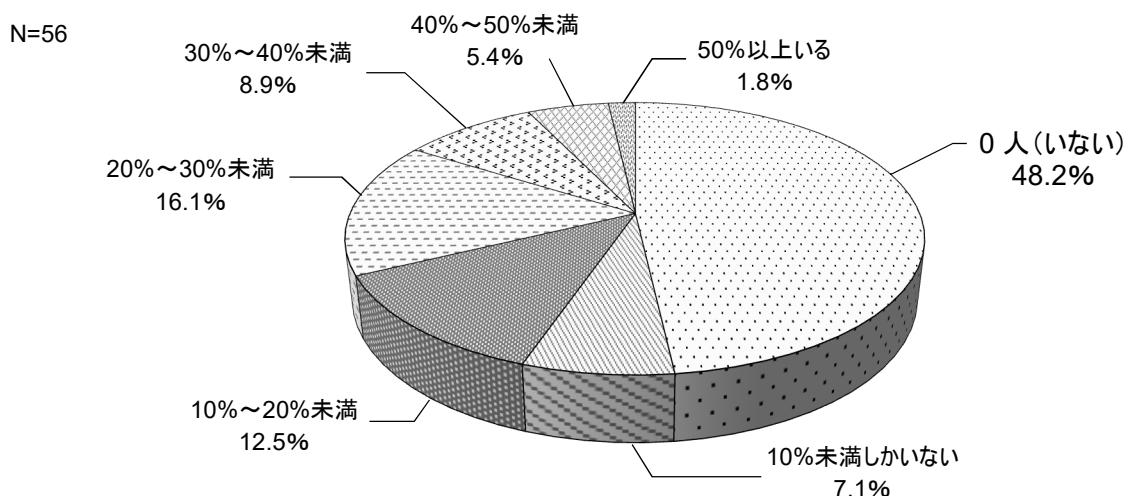
図表30 従業員の男女比

【直方市男女共同参画社会に関する企業・事業所調査 平成28年度調査】



図表31 管理職に占める女性の割合

【直方市男女共同参画社会に関する企業・事業所調査 平成28年度調査】



具体的施策(1) 男女の意見を平等に取り入れた政策方針決定の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
26	審議会、委員会等への女性委員の登用促進	「女性登用推進要綱」第3条に基づき、審議会などの委員の委嘱や任命に際し、女性委員の積極的な登用に努めます。また、新たに審議会などを設置する際または委員の改選や補充の際には、委員の構成がどちらかの性に偏らないよう配慮します。	全庁
27	「女性人財情報バンク」の充実	「女性人財情報バンク」(以下「人財バンク」という。)について定期的に広報誌やホームページに掲載し、制度の周知を図ります。同時に、審議会などの委員の候補者となる女性の人材把握に努め、人財バンクへの登録を促進します。さらに、行政と人財バンク登録者、あるいは人財バンク登録者同士の連携を深めるため研修会や勉強会を開催し、男女共同参画施策に対する協力・活用の幅を広げます。	男女共同参画センター

具体的施策(2) 女性自身の能力を引き出すための取り組み

No.	具体的事業	事業内容	担当課
28	研修等の開催と参加促進	女性自身の能力を引き出すための各種研修や講座などを開催し、市民や市民団体の役員、事業所などへの積極的な広報により、参加を促進します。	男女共同参画センター
29	女性リーダーの育成のための支援	地域や企業、団体などにおいて次世代を担う女性リーダーの発掘や育成を目的として、福岡県男女共同参画センター「あすばる」や大学等が主催する研修やセミナーへの参加費用を一部補助します。	男女共同参画センター

基本的方向2. 雇用の場における男女共同参画の推進（直方市女性活躍推進計画）

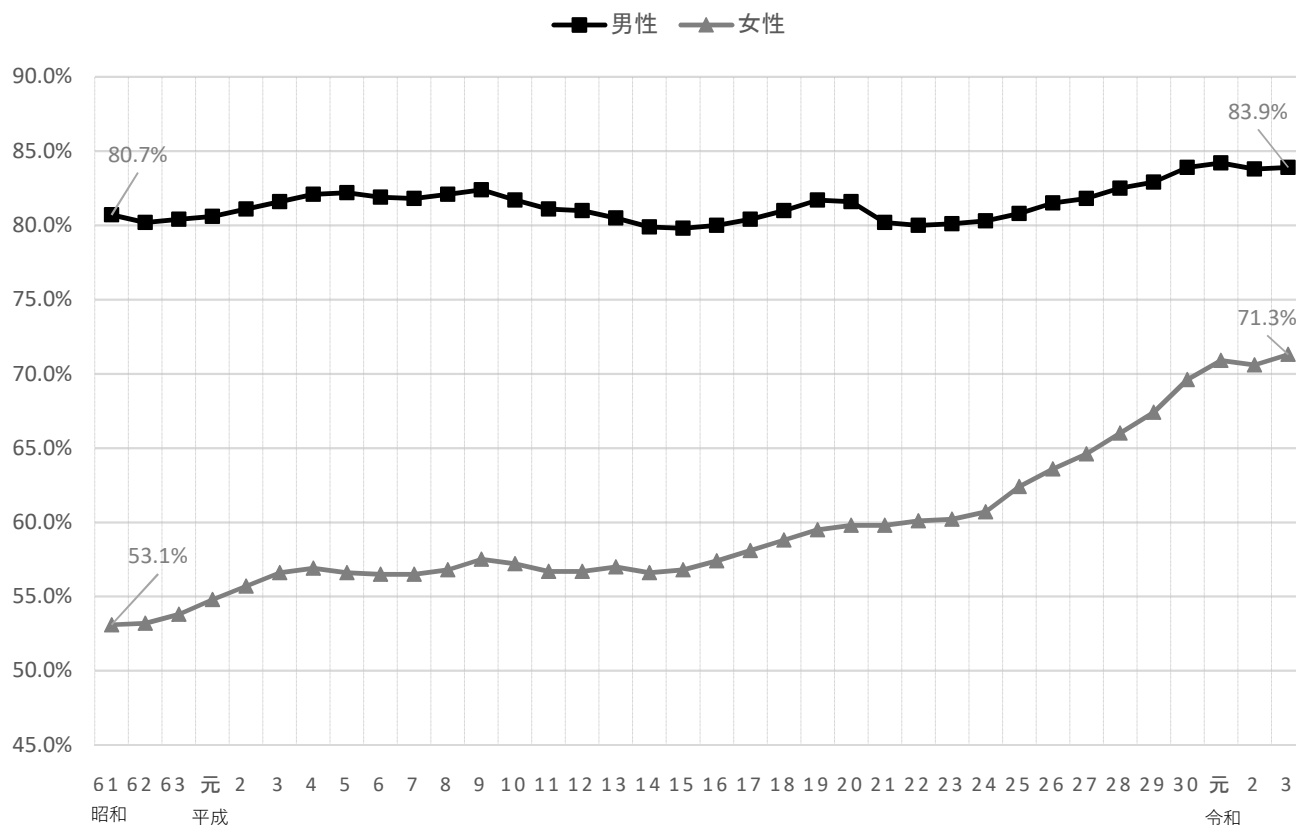
女性の就業人口は年々増えています。総務省の「労働力調査（基本集計）」によると、15～64歳の生産年齢人口の就業率は、男女雇用機会均等法が施行された昭和61（1986）年から令和3（2021）年までの35年間に男性は一貫して80%前後で推移している一方で、女性は53.1%から71.3%と上昇しており（図表32）、平成28（2016）年4月に「女性活躍推進法」が全面施行されたことから、今後もさらに上昇することが予測されます。我が国が人口減少という構造的課題に直面する中、社会における女性の活躍は、今後ますます求められています。

市民意識調査でも、女性が職業を持つことについて望ましい形は「ずっと職業を持つ」「子どもができたなら中断し、手がかからなくなって再び持つ」を合わせた回答が80%を超えていて、「女性は職業を持たない方がよい」との回答はわずかに1%以下となっています（P.13 図表9）。

しかしながら、女性が仕事をする上で、現実社会には様々なハードルがあります。女性は結婚や出産・育児、介護を理由とした離職が男性よりも多く（P.14 図表10）、再就職する際も就労条件面で不利な非正規雇用となるケースが多く見受けられます。

大きな潜在力である女性の力が十分に発揮される環境を整備するために、官民挙げて、男女ともに仕事と家庭を両立させるワーク・ライフ・バランスの理解促進や令和4（2022）年4月から段階的に施行されている「育児・介護休業法」に基づく男性の育児休業取得の推進をしていく必要があります。同時に、男性が経営主体となることが多い自営業や農業においても、女性が経営に主体的にかかわり、対等なパートナーとして男性とともに歩んでいくことの重要性を啓発していくことが大切です。

図表32 生産年齢人口（15～64歳）の就業率の推移
【総務省統計局「労働力調査」（基本集計）】



具体的施策(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
30	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報提供	働く人の生活も仕事も充実させ、雇用する事業所にとってもメリットの大きいワーク・ライフ・バランスの理解促進のために必要な啓発や情報提供を行います。	男女共同参画センター
31	子育て支援制度の充実	男女共同参画の視点から、「直方市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育てに関する相談や、「直方市ファミリー・サポート・センター事業」 ^(※7) などの子育て支援施策を充実させます。	こども育成課
32	仕事と家庭・地域活動の両立支援	家事や子育てなどの負担がどちらかに偏ることなく、男女が共に仕事と育児等を両立できるよう、意識啓発のための広報や講座などを実施します。また、女性も男性も様々な地域社会での活動に参画できるよう、意識啓発を図ります。	男女共同参画センター

具体的施策(2) 女性のチャレンジ(就職・復職・創業)支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
33	女性の就職・復職支援	これから働きたいと考えている女性や、結婚・育児・介護などを理由に離職した女性の再就職に関する講座の実施、また関係各機関が行う相談に関する情報の提供など、女性の就職・復職を支援する施策を充実します。	男女共同参画センター
34	女性の創業・働き方を後押しする支援	直轄ビジネス支援センターと協力し創業支援や創業後の安定経営に至るまでの支援を実施します。また、行政、産業界、金融機関などと連携した総合的な支援を実施します。	男女共同参画センター 商工観光課
35	女性が働きやすい環境づくり支援	女性の提案が職場に反映される制度や仕組みなどを導入する事業所や、女性の管理職登用に積極的な事業所などの取り組み事例を紹介し、女性が働きやすい職場づくりを市内の事業所に働きかけます。	男女共同参画センター
36	農業分野における女性の創業支援	農業分野における女性活躍の場を広げ、起業活動を推進するため、農産加工品製造等に取り組む女性農業者に対する支援を行う。	農業振興課

※7… 仕事と育児の両立支援のため、パートタイム就労や急な残業、出産、冠婚葬祭、子どもの病気の際などに、育児の援助を受けたい人と行う人が登録し、相互に助け合う有償ボランティア事業。

具体的施策(3) 誰もが働きやすい労働条件の整備

No.	具体的事業	事業内容	担当課
37	労働条件や職場環境に関する情報提供・相談事業の実施	ハローワークや福岡県などの関係機関との連携により、仕事と家庭を両立しながら働くことができる労働条件の改善や、労働相談窓口の周知など、安心して働き続けられる職場環境の整備などに関する情報を収集・提供します。	男女共同参画センター 保護・援護課
38	事業主（企業、経営者等）の意識改革、職場風土の改善	雇用や男女共同参画に関する法令や各種ハラスメント防止のため事業主が留意すべきことなどに関する講座の実施、また情報の提供に努めます。	男女共同参画センター
39	男女の対等な雇用機会と待遇の確保の整備に関する啓発	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保や、ワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な働き方の推進、男性の育児参画推進など、就労環境を改善するための情報を事業主や労働者へ周知します。	男女共同参画センター

目標Ⅲ：成果指標と数値目標

成果指標	前回値 (平成19年度)	現状値 (平成28年度)	目標値 (令和9年度)
審議会・委員会等への女性委員の登用率	27.8% (※8)	33.1% (※9)	40%以上
ワーク・ライフ・バランスについて理解している市民の割合		14.9% (男性 15.2% 女性 14.7%)	40%
職場で、男女の地位が「平等である」と思う市民の割合	14.1% (男性 14.7% 女性 13.7%)	23.1% (男性 26.3% 女性 20.6%)	40%

※8… 平成20年4月1日現在

※9… 平成29年4月1日現在

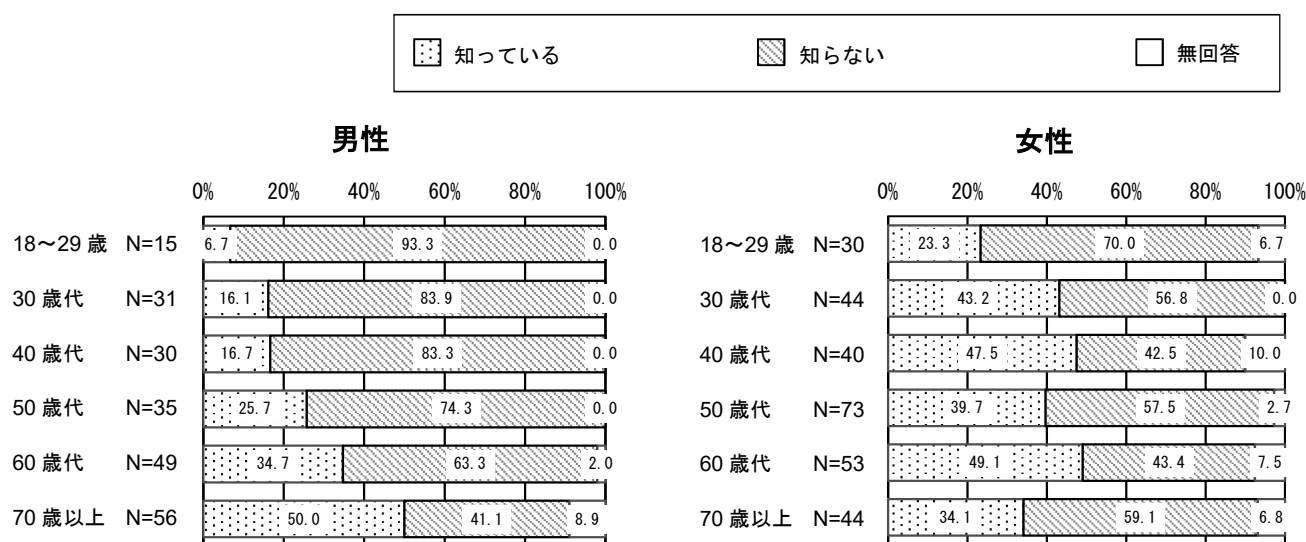
第5章 本プランの推進

本市における男女共同参画社会を実現するためには、まず推進する立場である行政が率先垂範しなければなりません。職員の男女共同参画に対する認識を深めるための研修や、広範多岐にわたる施策を効果的に実施するための関係各課の連携などにより、行政内部の推進体制を強化する必要があります。

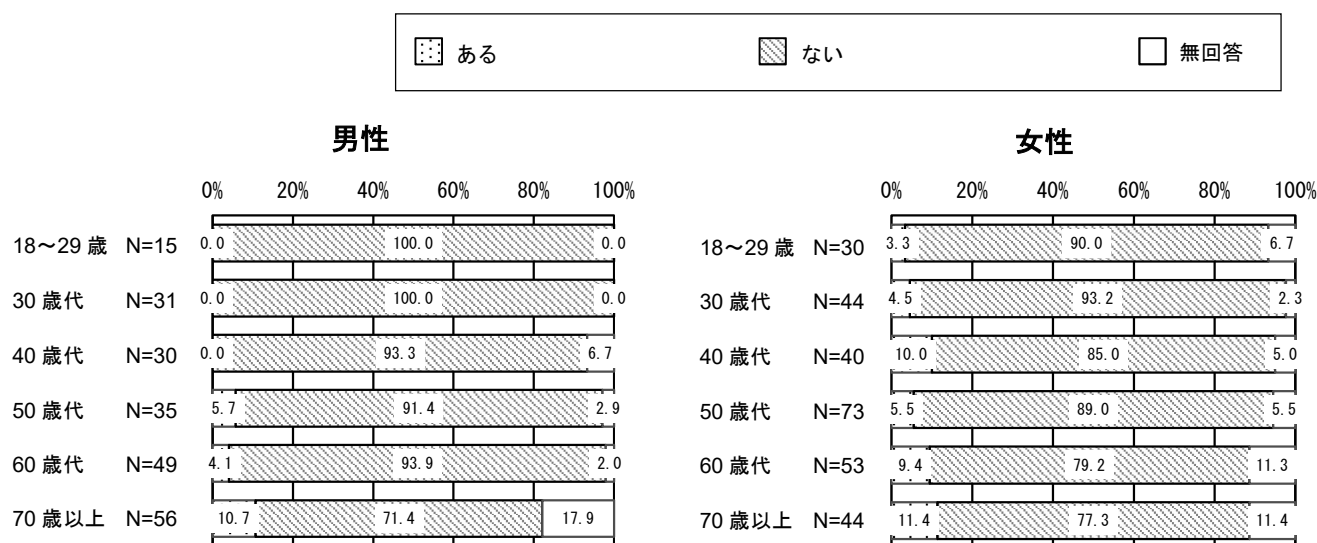
同時に、関係機関や事業所、市民団体などとの幅広い協力・連携体制の構築が不可欠です。

男女共同参画センターにおいては、その位置付けを明確にし、内部組織の見直しを図り、男女共同参画推進に関する学習や交流、情報収集や発信等の施策が展開できるよう推進体制を構築していきます。(図表 33、図表 34)。

図表33 男女共同参画センターの認知度〔年代別〕
【直方市男女共同参画に関する市民意識調査 平成28年度調査】



図表34 男女共同参画センターまたは別館の利用経験〔年代別〕
【直方市男女共同参画に関する市民意識調査 平成28年度調査】



具体的施策(1) 市役所内の推進体制の充実と強化

No.	具体的事業	事業内容	担当課
40	男女共同参画センター機能の強化	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会の実現に向け、本プランに則した施策を継続的に実施します。また、市民や民間団体による男女共同参画推進の取り組み等の支援の充実に努めます。	男女共同参画センター
41	職員研修の充実	行政が率先して男女共同参画を推進するために、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を継続的に実施し、理解促進と意識の向上に努めます。	男女共同参画センター 人事課
42	女性職員の登用・参画促進	「直方市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」により、女性職員の能力や適性を最大限考慮した人事配置や管理職への登用に努めます。	人事課
43	男性職員の育児関連休暇制度の取得促進	次世代育成支援対策推進法に基づく「直方市特定事業主行動計画（第4期）」により、男性職員が育児休暇や育児休業といった育児関連休暇制度を取得しやすいよう、制度の周知や休暇制度を利用しやすい職場の雰囲気づくり、育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰などに努めます。	人事課
44	市主催の行事における託児の実施	本市が主催する講演や研修などの行事において、育児中の人に参加しやすいよう託児を実施します。	全庁

具体的施策(2) 関係機関や団体、市民との連携・協力・支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
45	国や県、他市町村との連携	男女共同参画の課題解決のため、国や県、他市町村の関係機関との連携や交流により情報収集を行い、本プランの効果的な実施に努めます。	男女共同参画センター
46	市民や団体との協力・支援	男女共同参画社会の実現を目的とした団体や市民に対し、男女共同参画に関する情報を提供します。また、これら団体や市民と積極的に連携・協力し、活動を継続的に支援します。	男女共同参画センター

具体的施策(3) 本プランの進捗管理

No.	具体的事業	事業内容	担当課
47	推進体制の充実・連携強化	行政内部の組織である男女共同参画推進本部や男女共同参画推進委員会を適宜開催し、市の各分野において男女共同参画の視点を盛り込んだ施策を積極的に進め、男女共同参画行政の総合的な推進を図ります。	男女共同参画センター
48	男女共同参画審議会の運営	推進条例第18条に基づき設置した直方市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を適宜開催し、男女共同参画に関する施策や重要事項についての審議・提言を求めます。	男女共同参画センター
49	本プランの進行管理及び進捗状況の評価と報告	本プランの進捗状況を適切に管理するための年次報告書を作成し、自己評価を添えて、審議会へ報告します。また、報告に対する審議会からの評価を受け、その結果を公表します。	男女共同参画センター
50	男女共同参画に関する調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査を行い、市民の意識の変化や課題を明らかにすることで、効果的な施策の実施や見直しを行います。また、企業などの雇用状況の把握や企業（経営者）に対する意識啓発のため、事業所調査を適宜実施します。	男女共同参画センター

本プランの推進：成果指標と数値目標

成果指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (令和9年度)
直方市男女共同参画センター(男女共同参画推進にかかる取り組み)を知っている市民の割合	36.2% (男性 30.0% 女性 40.9%)	50%
市職員の管理職の地位に占める女性の割合	12.8%	20%以上 (※10)
男性職員の育児休業等 ^(※11) の取得率	0.0%	30% (※12)

※10…「直方市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく目標値は、令和7年度までに管理職・監督職に占める女性職員の割合をともに20%以上としている。

※11… 育児休業及び部分休業に加え、産後パパ育休や育児短時間勤務を取得した場合を含む。

※12… 次世代育成支援対策推進法に基づく「直方市特定事業主行動計画(第4期)」(計画期間：令和2年度～令和7年度)に基づく目標値は、男性職員の育児休業等の取得率を30%としている。